

第1章 海岸保全基本計画改定の概要

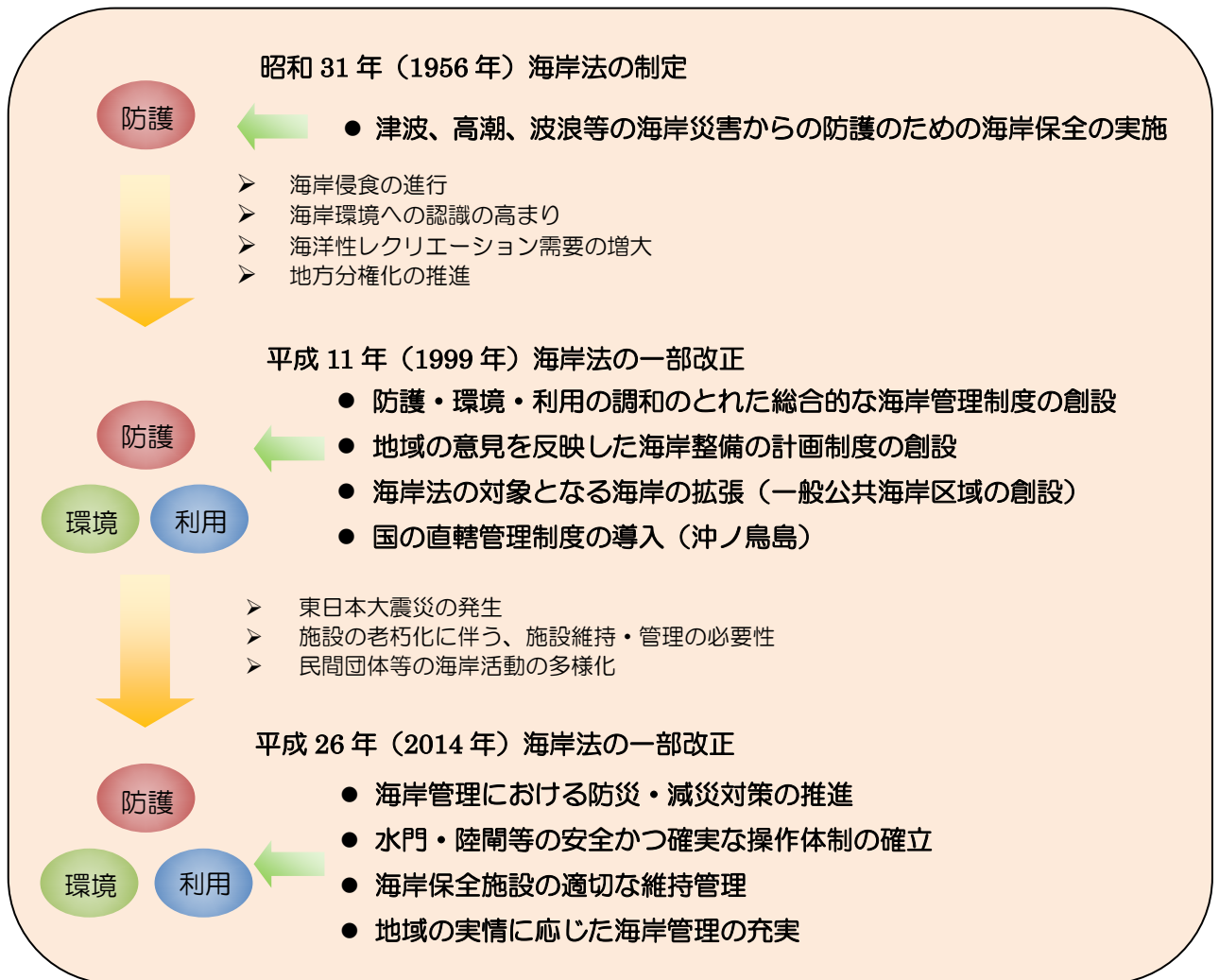
1-1 計画の背景

1-1-1 海岸法改正の経緯

海岸法は、昭和 31 年に、津波、高潮、波浪等の災害から、海岸を防護し、国土の保全を図ることを目的に制定された。

海岸法制定から 40 年が経過した平成 11 年、国民の環境意識の高まりや多様な利用に供される海岸の利用の適正化等が求められるようになるとともに、海岸整備に関する計画策定過程に住民参加が求められるなどの要請があり、海岸法が改正された。この法改正では、防護に加えて環境、利用の 3 つの視点から、調和の取れた総合的な海岸保全を目指すこととなった。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災における未曾有の津波災害により、内閣府の中央防災会議で今後の海岸防護、防災について新たな考え方が示されたことや、国において施設の老朽化に伴う長寿命化を踏まえた維持・管理計画の必要性が示され、平成 26 年 6 月に海岸法の一部改正が行なわれた。



1-1-2 海岸保全基本方針の変更概要

平成26年の海岸法改正に伴い、平成27年に海岸保全基本方針が変更された。

以下に海岸保全基本方針の変更概要を示す。

海岸保全基本方針の変更概要

① 海岸の保全に関する基本的な事項

海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方に基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図る。

➤ 海岸の防護に関する基本的な事項

- 津波からの防護を対象とする海岸にあっては、過去に発生した浸水の記録等に基づいて、数十年から百数十年に一度程度発生する比較的発生頻度の高い津波に対して防護することを目標とする。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、背後地の状況を考慮しつつ、津波、高潮等から海水の侵入又は海水による侵食を防止するとともに、海水が堤防等を越流した場合にも背後地の被害が軽減されるものとする。
- 水門・陸閘等については、現場操作員の安全を確保した上で、閉鎖の確実性を向上させるため、操作規則等に基づく平常時の訓練等を実施し、効果的な管理運用体制の構築を図る。

② 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

➤ 海岸保全施設の新設または改良に関する基本的な事項

- 背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。
- 粘り強い構造の堤防等について、樹林と盛土が一体となって堤防の洗掘や被覆工の流出を抑制する「緑の防潮堤」など多様な構造を含めて検討する。

➤ 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

- 既存の海岸保全施設の老朽化が進行する中、費用の軽減や平準化を図りつつ、所要の機能を確保する。
- 海岸保全施設の構造、修繕の状況、気象・海象の状況等を勘案して、適切な時期に巡視又は点検を実施し、長寿命化計画を作成するなど予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効果的な維持又は修繕を推進する。
- 海岸保全施設の新設又は改良に関する記録だけでなく、点検又は修繕に関する記録の作成及び保存を適切に行う。

1-1-3 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

海岸保全基本方針では、海岸保全基本計画で定めるべき事項及び留意すべき重要事項として以下が示されている（赤字部分が平成27年の変更部分）。

(1) 定めるべき基本的な事項

① 海岸の保全に関する基本的な事項

海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。

- 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的なあり方を定める。
- 海岸の防護に関する事項
防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。
- 海岸環境の整備及び保全に関する事項
海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。
- 海岸における公衆の適正な利用に関する事項
海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。

② 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。

- 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項（H12は整備⇒H27は新設または改良）
 - イ 海岸保全施設を**新設又は改良**しようとする区域
一連の海岸保全施設を**新設又は改良しようとする区域**を定める。
 - ロ 海岸保全施設の**種類、規模及び配置**
イの区域ごとに海岸保全施設の**種類、規模及び配置**について定める。
 - ハ 海岸保全施設による**受益の地域及びその状況**
海岸保全施設の新設又は改良によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。
- 海岸保全施設の**維持又は修繕**に関する事項
 - イ 海岸保全施設の**存する区域**
維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が**存する区域**を定める。
 - ロ 海岸保全施設の**種類、規模及び配置**
イの区域ごとに**存する海岸保全施設の種類、規模及び配置**について定める。
 - ハ 海岸保全施設の**維持又は修繕の方法**
ロの海岸保全施設の種類ごとに、海岸保全施設の**維持又は修繕の方法**について定める。

(2) 留意すべき重要事項

海岸保全基本計画を作成するに当たって留意すべき重要事項は次のとおりである。

① 関連計画との整合性の確保

国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、**国土強靱化に関する計画**、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。

② 関係行政機関との連携調整

海岸に関係する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。

③ 地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。

④ 計画の見直し

地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。

伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画の改定は、上記を踏まえて以下の点に着目して計画見直しの検討を行った。

- 前計画策定から10年以上を経過していることから、社会情勢の変化や現地の諸環境の現状を調査した上で基本方針の施策や前計画の整備方針等を見直しを検討する。
- 「平成24年度伊豆小笠原諸島設計津波の水位の設定等に関する検討委員会」で検討した発生頻度の高い津波(L1津波)の水位を津波の防護水準として見直した。
- 平成26年の海岸法の一部改正に伴い、海岸保全施設の維持・修繕の方法等を踏まえた整備方針の考え方を追加する。

1-2 計画対象

伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画改定の対象を以下に示す。

1-2-1 計画対象範囲

(1) 計画対象沿岸及び町村

本計画の対象となる伊豆小笠原諸島沿岸は、伊豆諸島及び小笠原諸島に属する 200 余の島の海岸である（図 1-2 参照）。その海岸線の総延長は約 567km に及ぶ。

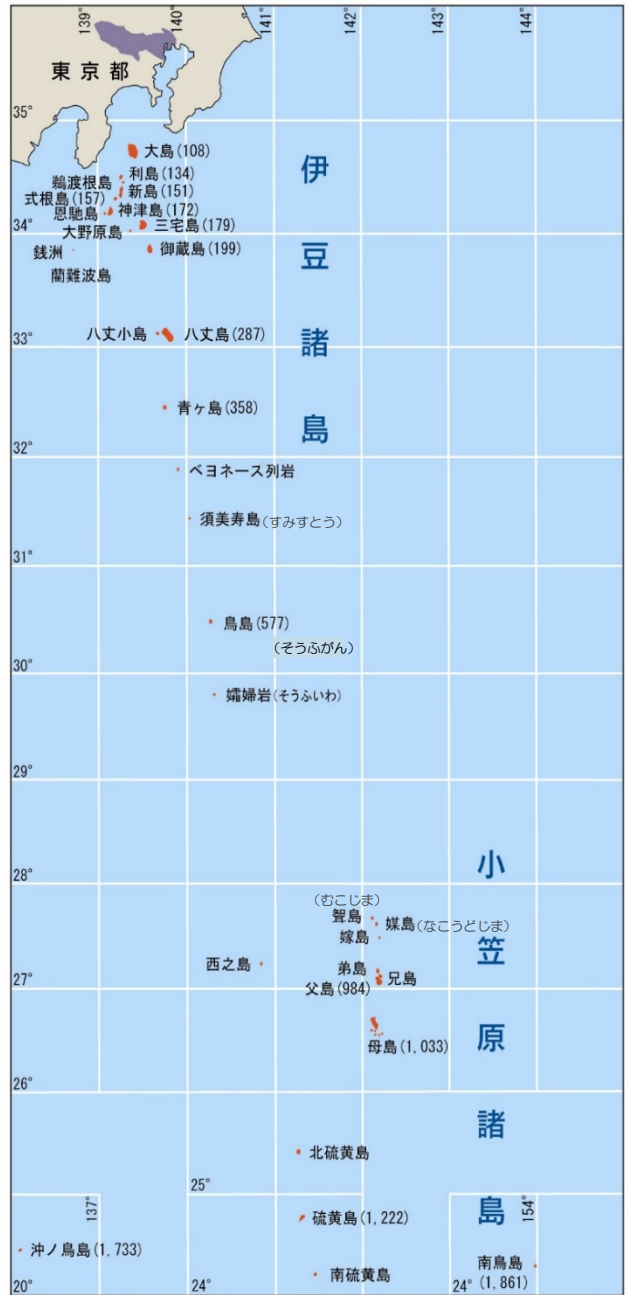
対象となる町村は、概ね有人島ごとに独立する 2 町 7 村（大島町、八丈町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村及び小笠原村）からなる。

① 伊豆諸島

伊豆諸島は、東京から約 100km～約 600km 南方の太平洋上にあり、北から大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島及び青ヶ島の 9 つの有人島とその他の小島からなっている（表 1-1 の欄外に示しているが、ベヨネース列岩、須美寿（すみす）島、鳥島、孀婦岩（そうふうがん）は町村に属さず、東京都直轄として八丈支庁が管理している）。

② 小笠原諸島

小笠原諸島は、東京から約 1,000km～約 2,000km 南方の太平洋上にあり、北から聳島（むこじま）列島、父島列島、母島列島からなる小笠原群島、北硫黄島、硫黄島、南硫黄島の 3 島からなる火山列島及び西之島、南鳥島（日本最東端）、沖ノ鳥島（日本最南端）の孤立島など多数の島々からなっている。このうち、有人島は父島、母島、硫黄島及び南鳥島である。



※島名の後の（ ）内数値は東京都庁からの距離を示します。

図 1-2 計画対象沿岸（伊豆小笠原諸島沿岸）

表 1-1 町村の面積と島の数

町村名	面積 (km ²)	島部の割合 (%)	島の数		
			有人	無人	計
大島町	90.76	22.46	1	5	6
利島村	4.12	1.02	1	0	1
新島村	27.52	6.81	2	21	23
神津島村	18.58	4.60	1	26	27
三宅村	55.27	13.68	1	3	4
御蔵島村	20.54	5.08	1	9	10
八丈町	72.21	17.87	1	36	37
青ヶ島村	5.96	1.47	1	0	1
小笠原村	104.35	25.82	4	99	103
八丈支庁直轄	4.81	1.19	0	7	7

※ベヨネース列岩、須美寿（すみす）島、鳥島、孀婦岩（そうふうがん）は町村に属さず、東京都の区域に直接含まれる（八丈支庁直轄）。

出典：東京諸島の概要（伊豆諸島・小笠原諸島）
平成 28 年 1 月 東京都総務局行政部振興課

(2) 計画対象海岸の範囲

計画の対象となる海岸の範囲は、海岸保全区域（陸側・海側については汀線からそれぞれ50mを基本とする）及び一般公共海岸区域を基本とし、新たな施策の展開を視野に入れながら必要となる海域及び陸域を含める。

① 海岸保全区域

海岸管理者は、高潮や侵食による災害から海岸を防護し、国土の保全を図るために必要な一定区域を「海岸保全区域」に指定し、護岸等の施設の整備や工作物の設置規制等を行うことができる区域。

② 一般公共海岸区域

平成11年の海岸法改正に伴い、これまでの海岸法の対象となっていなかった公共海岸の区域のうち、海岸保全区域以外の国有海浜地についても、「一般公共海岸区域」として位置づけられ、海岸管理を行う。

なお、公共海岸とは、国または地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして知事が指定し、公示した汀線までの水面である。

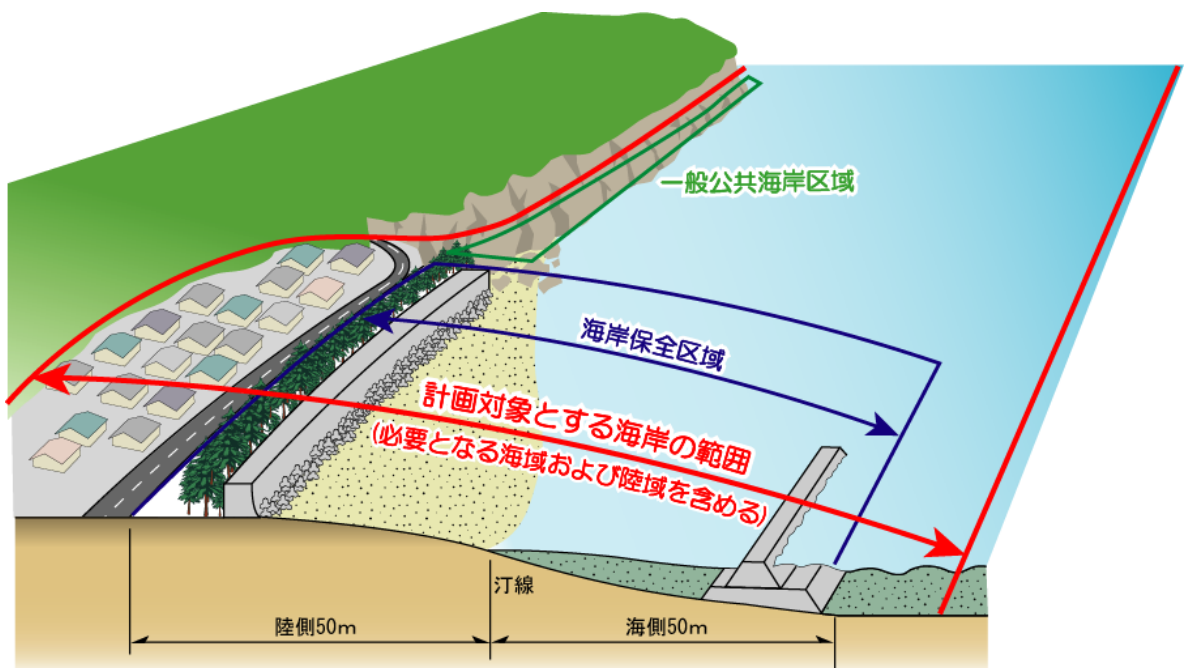


図 1-3 計画対象とする海岸の範囲

1-3 計画改定の流れ及び各章の構成

改正された海岸保全基本方針に基づく海岸保全基本計画の策定フローを図 1-4 に示す。

なお、基本計画の見直しに当たっては、委員会、地元ヒアリング・アンケート等による意見募集を行い、海岸保全に関する意見等を十分に反映させた。

第1章では、海岸保全基本計画の概要（経緯、変更概要、改定事項等）を記載するとともに、計画対象とする沿岸、町村及び海岸の範囲等を示した。

第2章では、伊豆小笠原諸島沿岸の自然的特性、社会的特性、海岸保全区域の指定状況、海岸事業の変遷、災害の状況、関連法規及び関連計画等を示した。

第3章では、海岸法改正に伴う防護の考え方（設計津波の見直し、施設の維持修繕等）を示した。町村ヒアリング結果やアンケート結果、第2章で示した伊豆小笠原諸島沿岸の現況等をもとに、伊豆小笠原諸島及び沖ノ鳥島の基本方針や海岸保全の方向性について修正を行なった。

第4章では、第3章で示した海岸保全の方向性を踏まえて、各島のゾーニングと海岸整備・保全の方向を示すとともに、これに基づく海岸保全施設の整備に関する事項を示した。

第5章では、今後の海岸保全施設整備に当たっての留意事項を示した。

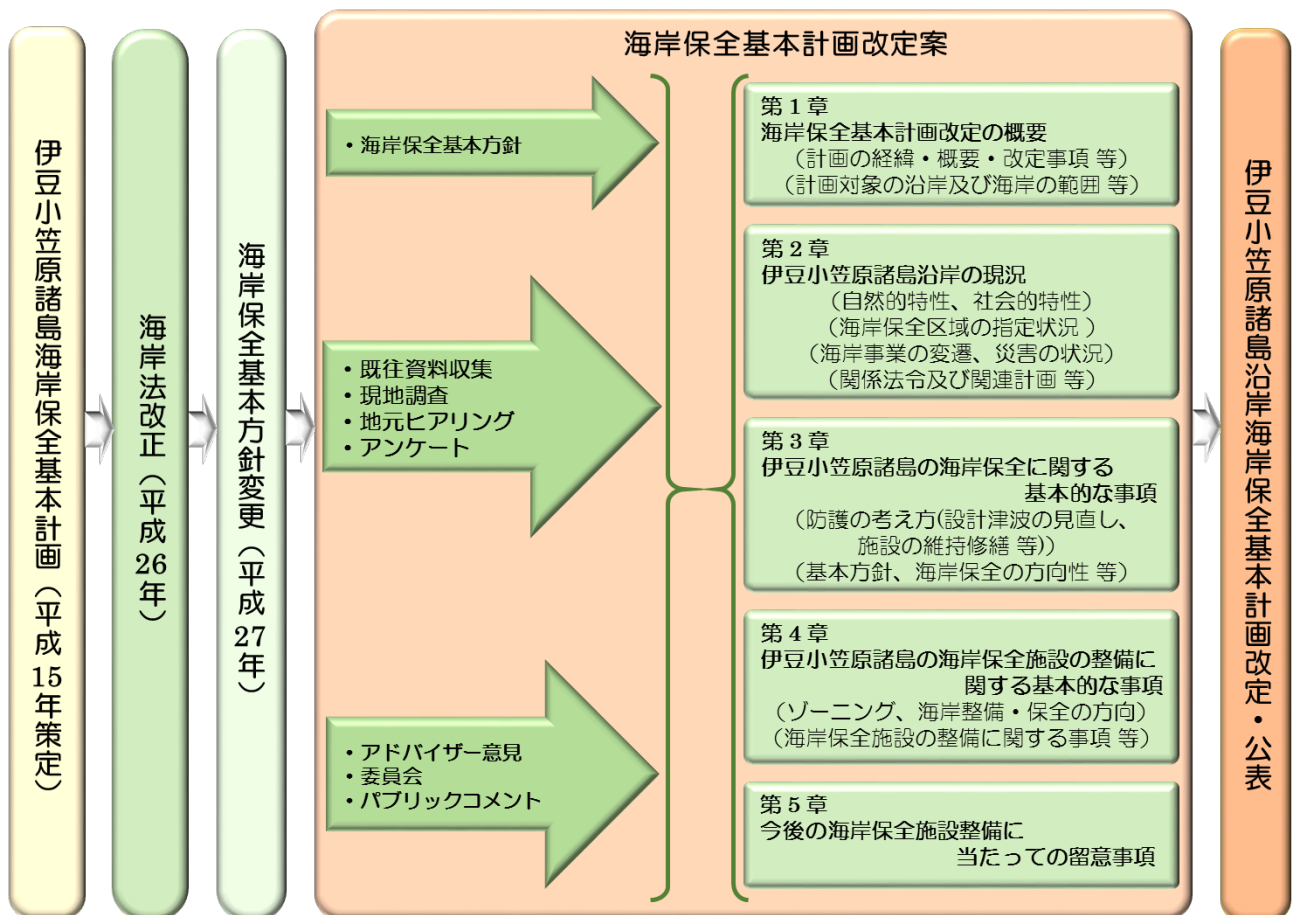


図 1-4 海岸保全基本計画改定の流れ